

個人情報保護制度等の見直しに係る本市の考え方

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」第51条により、「個人情報の保護に関する法律」が改正され(令和5年4月1日施行)、本市を含む地方公共団体の個人情報保護制度について、改正後の法律(以下「法」という。)に一元化されることとなりました。

これまでは、民間事業者に対しては「個人情報の保護に関する法律」、国の行政機関に対しては「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、独立行政法人等に対しては「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」と、それぞれ別個の法律が制定され、適用されてきました。これら3つの法律を1本の法律に統合するとともに、各地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を国の個人情報保護委員会(内閣府に置かれた行政委員会)に一元化することとなりました。

法は令和5年4月1日に施行されることから、茅ヶ崎市個人情報保護条例(以下「条例」という。)及び関係例規についても、法との整合性や規定を整理した上で、法施行までに既存の例規の改廃等、所要の整備をする必要があります。

こうした背景から、個人情報保護制度等の見直しについて、次のとおり検討を進め、対応の方向性を定め、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会に令和4年1月に諮問し、令和4年6月に市の考え方は妥当である旨、答申がありました。

1 法の概要

(1) 個人情報の保護に関する法律の改正の背景

- デジタル庁が創設され、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針が打ち出されたことに伴い、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避であること
- デジタル社会の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化していること
- 国境を越えたデータ流通の増加を踏まえ、国際的な制度調和を図る必要性が一層向上していること

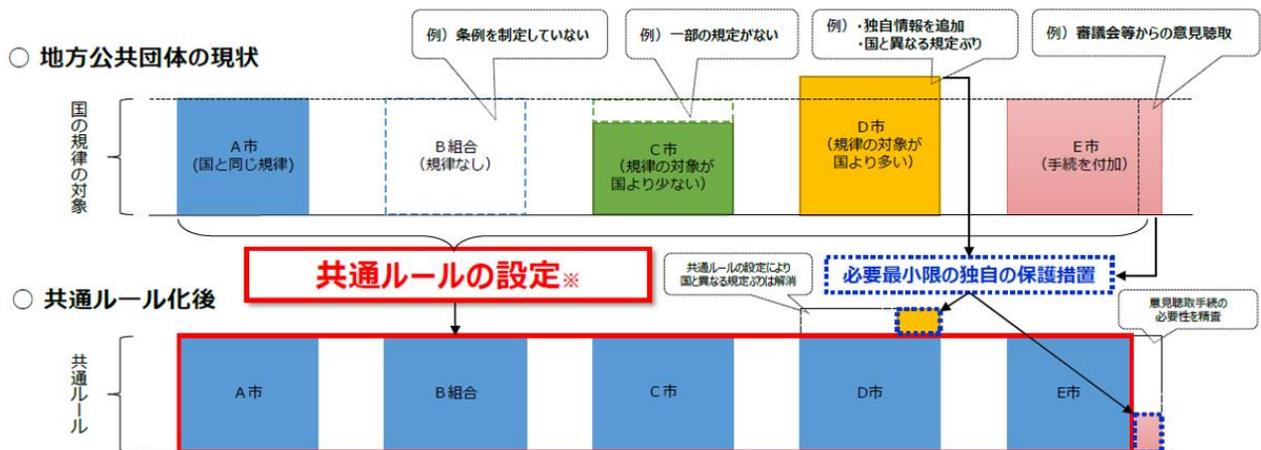
(2) 法の目的

「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」

(3) 地方公共団体に求められる対応

これまで各地方公共団体が地域の特性等を踏まえて制定した個人情報保護条例に基づき運用されてきた個人情報保護制度は、法施行後は原則として法に則り運用されることとなります。

地方公共団体では、法の範囲内で必要最小限の独自の保護措置のみ条例規定が許容されることとなることから、法施行後、市が独自に条例規定すべき事項等についての検討が必要となりました。



(令和4年1月26日個人情報保護委員会事務局資料「令和3年改正個人情報保護法について」より抜粋)

2 法と条例の相違点の4つの分類及び特に重要な事項とした22項目

市が独自に条例規定すべき事項等について、法と条例の規定内容を比較し、これまで条例には規定がなく法により新たに対応が必要となった事項も含め、68項目の相違点を抽出しました。このうち、
 ※条例規定することが許容される項目は19項目、許容されない項目は49項目です。

これら68項目について、個人情報保護制度における影響の大小や条例規定の許容の有無により、次のグループ①からグループ④までの4つに分類・整理し、特に市民への影響が大きな事項であるグループ①及び条例規定が許容されているグループ②に分類した計22項目について、それぞれの方
向性を決めました。

※「条例規定することが許容される・されない」とは、国の個人情報保護委員会が示している見解です。

(1) 相違点の分類（以下の図表中、網掛けは条例規定が許容される項目、白抜きは許容されない項目）

グループ	分類	条例規定の許容
グループ① (12項目)	特に市民への影響が大きな事項	される 9項目
		されない 3項目
グループ② (10項目)	市町村で独自に条例規定することが許容されているため、対応の検討が必要な事項	される 10項目
グループ③ (10項目)	市町村が独自に条例規定することが許容されず、法に則って運用するための対応が必要となる事項	されない 46項目
グループ④ (36項目)	市町村が独自に条例規定することが許容されず、軽微な相違点があるものの、文言の違いなど軽微な差異であり、制度の運用にあたり実質的な支障がない事項	

特に重要な
事項とした
22項目

※ グループ③については、法に基づく運用マニュアルを定める等何らかの対応をすべきもの。

グループ③の例：

- ・議会及び市立病院の取扱いについて
- ・口頭による開示請求について
- ・訂正請求における疎明資料の提出について など

※ グループ④については、制度の運用にあたり実質的な支障がないことから、特段の対応の必要がないもの。

グループ④の例：

- ・個人情報の定義について
- ・守秘義務について
- ・保有個人情報の廃棄について など

3 特に重要な事項とした22項目の方向性の類型と考え方

特に重要な事項とした22項目の方向性の類型は、以下のアからエまでの4通りです。アからウまでは条例規定が許容される項目、エは条例規定が許容されない項目です。これらについての本市の考え方は、5ページ以降の「法と条例の相違点及びその考え方について」のとおりです。

条例規定するか	方向性の類型	資料2に示す項番と項目名（概要）
条例規定する	<p>ア 条例規定が許容され、法施行後、条例規定すべき項目(6項目)</p> <p>※ これらの項目については、(仮称)茅ヶ崎市個人情報保護法施行条例等に規定することとします。(仮称)茅ヶ崎市個人情報保護法施行条例にはこれらの項目に加え、法を施行するにあたって必要となる目的規定や定義規定等について所要の規定を整備します。</p>	<p><u>項番6</u>「個人情報ファイル簿等の作成」</p> <p><u>項番12</u>「開示決定等の期限等」</p> <p><u>項番15</u>「開示請求に係る費用」</p> <p><u>項番17</u>「審査会の設置根拠」</p> <p><u>項番18</u>「審議会の諮問案件」</p> <p><u>項番19</u>「運用状況の公表」</p>
条例規定しない	<p>イ 条例規定が許容されるが、法の規定により適切な措置や運用が図られるため、条例規定する必要はない項目(4項目)</p>	<p>項番1「目的」</p> <p>項番2「実施機関の責務」</p> <p>項番3「事業者の責務」</p> <p>項番4「市民の役割」</p>
	<p>ウ 条例規定が許容されるが、現時点で独自に条例規定する必要が認められなかったことや、運用等をマニュアルに定めること等により対応が可能であるため、条例規定する必要はない項目(9項目)</p>	<p><u>項番9</u>「開示請求等における代理請求」</p> <p><u>項番10</u>「開示請求書の記載事項」</p> <p><u>項番11</u>「開示義務における不開示情報の規定」</p> <p><u>項番13</u>「開示決定通知書等の記載事項」</p> <p><u>項番14</u>「開示の実施」</p> <p><u>項番16</u>「訂正請求における開示請求前置」</p> <p><u>項番20</u>「条例要配慮個人情報の規定」</p> <p><u>項番21</u>「行政機関等匿名加工情報」</p> <p><u>項番22</u>「罰則に係る経過措置」</p>
	<p>エ 条例規定が許容されないが、特に市民への影響が大きく、慎重な検討が必要な項目(3項目)</p> <p>※ これらの項目については、条例では制限のあったものが、法では制限がなくなりますが、法の趣旨の範囲内で適正な方法による取扱いを行うため、内部確認、第三者点検、本人関与の機会を確保することができるよう制度運用します。</p> <p>また、法に基づく安全管理措置を講じたうえで保有個人情報を取り扱うため、市の既存の安全管理措置に係る規定の内容について、国の示す指針等と照らし合わせて見直し、必要に応じて安全管理措置に係る規定の改廃等の対応を行うこととします。</p>	<p><u>項番5</u>「要配慮個人情報の取扱い制限」</p> <p><u>項番7</u>「収集の制限」</p> <p><u>項番8</u>「オンライン結合による提供」</p>

※項番に下線が引かれているのはグループ①
引かれていないのはグループ②

4 個人情報保護と市民サービスの水準を保つための留意事項

法の趣旨に則り、データ流通と個人情報の保護の両立を図りつつ、現行の条例に基づく個人情報保護と市民サービスの水準を維持するための留意事項は次のとおりです。この留意事項に基づき、法と条例の相違点の個別の項目について考え方を定めました。

個人情報保護と市民サービスの水準を維持するため、安全管理措置並びに内部確認・第三者点検・本人関与の機会の確保が、法の範囲内で確実に行われるよう留意しました。これらの事項については、今後、マニュアルを定める等、法施行後の実務における運用についての必要な対応を進めるにあたっては、確実に行われるよう留意していきます。

安全管理措置	保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報のため、必要かつ適切な措置 ※安全管理措置については、法に「安全管理措置」(第66条)及び「漏えい等の報告等」(第68条)が規定されています。これらの項目については、相違点の分類グループ③として検討を行い、法に基づく措置や報告を行うとともに、国の「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」や「サイバーセキュリティに関する対策の基準」等に基づき、現行の「茅ヶ崎市保有個人情報等の管理に関する要綱」や「茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準」等の規定を見直し、安全管理措置を確実に講じるよう対応します。
内部確認	保有個人情報の収集の必要性や収集の範囲を実施機関自らが確認すること
第三者点検	実施機関の保有個人情報の取扱いについて、専門的知見に基づく第三者から意見を聴くこと
本人関与の機会の確保	実施機関の保有個人情報の取扱いについて公表することにより、市民への透明性を確保すること

5 改廃を要する現行の例規

法施行に伴い、改廃が必要となる例規は29ページ「改廃を要する現行の例規一覧」に示すとおりです。

6 今後のスケジュール

法及び(仮称)茅ヶ崎市個人情報保護法施行条例施行までの今後のスケジュールは次のとおりです。なお、令和5年4月1日までの間に、関係各課かいとの協議や個人情報ファイル簿等の作成・公表の準備、個人情報保護ハンドブックの作成・庁内周知・職員研修などについては、下記のスケジュールと並行して取り組んでいくこととしています。

日程	内容
令和4年8月23日	全員協議会(協議案件)
令和4年9月1日から9月30日	パブリックコメントによる市民意見聴取
令和4年10月	パブリックコメントの意見集約及び結果の公表
令和4年10月下旬	例規等審査会
令和4年12月	市議会への条例議案の提案
令和5年1月から3月	市民への広報(広報紙・市ホームページ等)
令和5年4月1日	法施行及び(仮称)茅ヶ崎市個人情報保護法施行条例施行

法と条例の相違点及びその考え方について

(凡例)

【項番】

項目名			
独自の条例規定の許容	許容される 許容されない	条例規定するか	する しない
相違点の分類(グループ)	① ②	対応の種類	ア イ ウ エ
【法と条例の比較結果】			
【法】		【条例】	
【考え方】			
【対応の方向性】			

「条例」 茅ヶ崎市個人情報保護条例

【国から示されている法令、方針等】

「デジタル社会形成関係整備法」 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)

「法」 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

「施行令」 個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)

「施行規則」 個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)

「ガイドライン」 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)

「事務対応ガイド」 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)

「管理のための措置に関する指針」 行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針

「Q&A」 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)

「基本方針」 個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)

「法と条例の相違点及びその考え方」一覧表

項番	項目名	改正法	条例	独自の条例規定の許容	相違点の分類 (グループ)	対応の 類型
1	目的について	第1条	第1条	許容される	②	イ
2	実施機関の責務について	第5条	第3条	許容される	②	イ
3	事業者の責務について	第23条	第4条	許容される	②	イ
4	市民の役割について	-	第5条	許容される	②	イ
5	要配慮個人情報の取扱い制限について	-	第6条	許容されない	①	エ
6	個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿の作成について	第75条	第7条	許容される	①	ア
7	収集の制限について	第61条、第62条、 第64条	第8条第4項	許容されない	①	エ
8	オンライン結合による提供について	-	第10条	許容されない	①	エ
9	開示請求等における代理請求について	第76条第2項、 第90条第2項、 第98条第2項	第17条第2項、 第27条第2項、 第34条第2項	(本人の意思確認手続きについて) 許容される (開示請求権を限定することについて) 許容されない	①	ウ
10	開示請求書の記載事項について	第77条第1項	第18条第1項	許容される	②	ウ
11	開示義務における不開示情報の規定について	第78条第2項	-	許容される	①	ウ
12	開示決定等の期限等について	第83条、第84条	第21条	(開示決定等の期限について) 許容される (期限の起算日の計算について) 許容されない	①	ア
13	開示決定通知書等の記載事項について	第82条	第21条第2項及び 第3項	許容される	②	ウ
14	開示の実施について	第87条	第24条	許容される	②	ウ
15	開示請求に係る費用について	第89条第2項	第26条	許容される	①	ア
16	訂正請求における開示請求前置について	第90条	第27条	許容される	②	ウ
17	情報公開・個人情報保護審査会の設置根拠について	第105条第3項	第41条	許容される	①	ア
18	情報公開・個人情報保護審議会への諮問案件について	第129条	第6条第2号、 第7条第3項及び第4 項、 第8条第4項第8号、 第9条第2項第9号、 第10条第2項、第47 条第2項、第50条	許容される	①	ア
19	運用状況の公表について	-	第51条	許容される	②	ア
20	条例要配慮個人情報の規定について	第60条第5項	-	許容される	①	ウ
21	行政機関等匿名加工情報制度について	第109条～第123条、 附則第7条	-	許容される	①	ウ
22	罰則に係る経過措置について	デジタル社会形成関 係整備法附則第10条	-	許容される	②	ウ

※「対応の類型」欄は、以下の4つの選択肢から記載されています。

ア 条例規定が許容され、法施行後、条例規定すべき項目

イ 条例規定が許容されるが、法の規定により適切な措置や運用が図られるため、条例規定する必要はない項目

ウ 条例規定が許容されるが、現時点で独自に条例規定する必要が認められなかったことや、運用等をマニュアルに定めること等により対応が可能であるため、条例規定する必要はない項目

エ 条例規定が許容されないが、特に市民への影響が大きく、慎重な検討が必要な項目

こうした対応方針の詳細については、次ページ以降に掲載の表中「対応の方向性」の欄に、詳細を記載しています。

【項番1】

項目名	目的について		
独自の条例規定の許容	許容される	条例規定するか	しない
相違点の分類(グループ)	②	対応の種類	イ
【法と条例の比較結果】			
【法】 第1条 「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」ことを目的としている。		【条例】 第1条 「個人情報の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、……個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資する」ことを目的としている。	
【考え方】 本市の条例でこれまで目的として掲げてきた「基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資すること」という理念については、法においても、「個人情報等の取扱い(法第61条から第73条)」や「開示、訂正及び利用停止(法第76条から第103条)」に係る規定が設けられていることから、実質的に損なわれないものと考えられる。			
【対応の方向性】 条例規定はせず、法に則る。			

【項番2】

項目名	実施機関の責務について		
独自の条例規定の許容	許容される	条例規定するか	しない
相違点の分類(グループ)	②	対応の種類	イ
【法と条例の比較結果】			
【法】 第5条 地方公共団体について、 ①個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務があることが規定されている。 ②市民及び事業者に対する意識啓発に努めることについての規定がない。		【条例】 第3条 実施機関の責務として ①あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めることが規定されている。 ②市民及び事業者に対する意識啓発に努めることが規定されている。	
【考え方】 ①市の施策を通じて個人情報の保護に努めることは、条例と法に相違点はなく、今後は法に基づき対応する。 ②国の基本方針 3(2)には、「各地方公共団体においては、個人情報保護の理念や具体的な仕組み等を住民等へ周知するための積極的な広報活動に取り組む」べき旨が示されている。また、法第13条で、個人情報の適正な取扱いを確保するため、区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが規定されている。 以上のことから、法の規定により適切な措置が図られると考えられる。			
【対応の方向性】 条例規定はせず、法に則る。			

【項番3】

項目名	事業者の責務について		
独自の条例規定の許容	許容される	条例規定するか	しない
相違点の分類(グループ)	②	対応の類型	イ
【法と条例の比較結果】			
【法】 第23条 個人情報取扱事業者は、 ① ¹ 安全管理措置を講じなければならない旨規定されている。 ②個人情報の保護に関する市の施策に協力することについての規定がない。		【条例】 第4条 事業者は、 ①個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずることとしている。 ②個人情報の保護に関する市の施策に協力することとしている。	
【考え方】			
①個人情報取扱事業者(個人情報データベース等をその事業の用に供する事業者)は、法第23条の規定に基づく安全管理措置を講ずる義務が課されていることから、条例と法において実質的に同等の規定が置かれていると解釈できる。 ②国の基本方針 1(2)において、「(法の)複層的な措置の整合性を図りながら実効性を確保していくためには、個人情報の保護に関する施策を講ずるに当たって国と地方公共団体が相協力するのみならず、各主体による連携・協力を確保していくことが重要である」との考え方により実施機関と区域内の事業者間における協力体制を構築することが求められている。 以上のことから、法の規定により適切な運用が図られると考える。			
【対応の方向性】			
条例規定はせず、法に則る。			

¹安全管理措置・・・保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報のため、必要かつ適切な措置

【項番4】

項目名	市民の役割について		
独自の条例規定の許容	許容される	条例規定するか	しない
相違点の分類(グループ)	②	対応の種類	イ
【法と条例の比較結果】			
【法】 市民の役割について直接的な責務規定はない。		【条例】 第5条 市民に対し、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすことを求めている。	
【考え方】 <p>法第3条では、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならないと規定されているため、市民に対する直接の責務規定がなくとも、個人の権利利益を侵害しないような取扱いが求められている。</p> <p>また、法第7条に基づき定められた基本方針には、個人情報を取り扱う各主体及び個人情報によって識別される特定の個人の双方における法の正しい理解が必要である旨が示されている。</p> <p>法第3条に掲げられた基本理念及び基本方針に示された上記の考え方により、これまで条例で市民の役割を定めていた規定がなくとも、包括的に個人情報の適正な取扱いが図られるものとする。</p>			
【対応の方向性】 条例規定はせず、法に則る。			

【項番5】

項目名	要配慮個人情報の取扱い制限について		
独自の条例規定の許容	許容されない	条例規定するか	しない
相違点の分類(グループ)	①	対応の類型	エ
【法と条例の比較結果】			
【法】 要配慮個人情報の取扱いを制限する規定はない。 要配慮個人情報の取扱いについても、個人情報全般と同じ規定のもとで取り扱うこととされている。		【条例】 第6条 要配慮個人情報の一部について、法令等の規定に基づき取り扱うとき、または審議会の意見を聴いたうえで取り扱うことに相当な理由があると認めて取り扱うときを除き、原則その取扱いを禁止している。	
【考え方】 法には要配慮個人情報の取扱い制限について該当する規定はないが、法の趣旨の範囲内で要配慮個人情報について適正な取扱いを行うため、 ア 内部確認・第三者点検・本人関与の機会を確保すること。 イ 法に基づく適切な安全管理措置を講じること。 が必要であると考え。			
【対応の方向性】 ア 「法第75条第5項に規定される個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」を作成・公表するとともに、情報公開・個人情報保護審議会への報告及び意見聴取を継続して行う。 イ 本市の既存の安全管理措置に係る規定（「茅ヶ崎市保有個人情報等の管理に関する要綱」、「茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準」等）の内容について、国の管理のための措置に関する指針等と照らし合わせて見直し、必要に応じて改廃等の対応を行う。			

【項番6】

項目名	個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿の作成について		
独自の条例規定の許容	許容される	条例規定するか	する
相違点の分類(グループ)	①	対応の類型	ア
【法と条例の比較結果】			
<p>【法】 第75条</p> <p>²個人情報ファイルごとに作成された、個人情報ファイル簿を作成・公表しなければならないことを規定している。</p> <p>なお、第5項において、条例で定めることにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成・公表することが可能とされている。</p>	<p>【条例】 第7条</p> <p>個人情報を取り扱う事務ごとに³個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、備え付けなければならないことを規定している。</p>		
【考え方】			
<p>法では、個人情報ファイル簿の作成・公表のみが義務付けられているが、取り扱う個人情報の人数が1,000人未満の場合等、適用除外要件に該当すると作成・公表の義務はない。</p> <p>帳簿を作成することにより、現行の登録簿の機能である内部確認の機会の確保、附属機関への報告による第三者点検の機会の確保、帳簿の公表による本人関与の機会の確保を継続することは、他の検討項目の中でも求められており、本市における個人情報の適正な取扱いのためには、個人情報ファイル簿とは別に、何らかの帳簿の作成が必要であると考えます。</p>			
【対応の方向性】			
<p>本市における個人情報の適正な取扱いのため、内部点検、第三者点検、本人関与の機会を確保することができるよう、法で義務付けられる個人情報ファイル簿に加え、現行の登録簿を継承する新たな帳簿を作成・公表することとする。</p>			

本市が現在保有している個人情報ファイルの数及び記録されている本人の数は、次のとおりである。
 個人情報ファイルの総数に対する本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルの割合は約7割であった。

【令和3年11月10日～12月10日照会結果】

登録簿に登録されている個人情報ファイルの総数	2,026件
うち、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイル	518件
うち、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイル	1,391件
うち、人数未記入等	117件

²個人情報ファイル簿・・・①保有個人情報を含む情報の集合体であって、②「一定の事務」の目的を達成するために、③特定の保有個人情報を検索できるように「体系的に構成したもの」である「個人情報ファイル」に記録される項目を記載したもの。

³個人情報取扱事務登録簿・・・個人情報を取り扱う事務について、必要な項目を記載したもの。

【項番7】

項目名	収集の制限について		
独自の条例規定の許容	許容されない	条例規定するか	しない
相違点の分類(グループ)	①	対応の類型	エ
【法と条例の比較結果】			
【法】 第61条、第62条、第64条 本人収集の原則について特に規定は無いが、個人情報の保有について、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限ることや、不正手段による取得を禁止すること等が規定されている。		【条例】 第8条第4項 個人情報を収集するときは、本人から収集することを原則としている。	
【考え方】 法には本人収集の原則について特に規定は無いが、法の趣旨の範囲内で適正な方法による個人情報の収集を行うため、収集先や収集方法、収集した個人情報の取扱いについて、 ア 内部確認・第三者点検・本人関与の機会を確保すること。 イ 法に基づく適切な安全管理措置を講じることが必要であると考え。			
【対応の方向性】 ア 「法第75条第5項に規定される個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」を作成・公表するとともに、審議会への報告及び意見聴取を継続して行う。 イ 本市の既存の安全管理措置に係る規定（「茅ヶ崎市保有個人情報等の管理に関する要綱」、「茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準」等）の内容について、国の管理のための措置に関する指針等と照らし合わせて見直し、必要に応じて改廃等の対応を行う。			

令和4年3月時点で本市が公表している登録簿を確認したところ、登録されている事務の内、本人収集が行われている割合及び本人外収集が行われている割合は次のとおりであった（※1つの事務において、本人収集・本人外収集どちらも行っている事務を含む）

・「本人から収集する」にチェックが入っているものの割合

→約84.75%（登録簿全667枚のうち、567枚）

・「本人以外から収集する」にチェックが入っているものの割合

→約52.62%（登録簿全667枚のうち、352枚）

うち、「根拠」に「条例第8条第4項第1号（法令等の規定に基づき収集するとき）」が含まれているものの割合
 →約40.23%

うち、「根拠」に「条例第8条第4項第2号（本人の同意に基づき収集するとき）」が含まれているものの割合
 →約55.81%

【項番8】

項目名	オンライン結合による提供について		
独自の条例規定の許容	許容されない	条例規定するか	しない
相違点の分類(グループ)	①	対応の種類	エ
【法と条例の比較結果】			
【法】 ⁴ オンライン結合による提供を制限する規定はない。オンライン・オフラインを問わず安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定が設けられている。		【条例】 第10条 オンライン結合による提供を行う際は、法令に基づく場合等の例外を除き、あらかじめ審議会の意見を聴くことが義務付けられている。	
【考え方】 法にはオンライン結合による提供について特に規定は無いが、法施行後、個人情報の提供についてはオンライン・オフラインを問わず、法に基づく必要な保護措置を図る必要がある。 法の趣旨の範囲内で適正な方法による個人情報の提供を行うため、提供先や提供方法等について、 ア 内部確認・第三者点検・本人関与の機会を確保すること。 イ 法に基づく適切な安全管理措置を講じること。 が必要であると考え。			
【対応の方向性】 ア 「法第75条第5項に規定される個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」を作成・公表するとともに、審議会への報告及び意見聴取を継続して行う。 イ 本市の既存の安全管理措置に係る規定（「茅ヶ崎市保有個人情報等の管理に関する要綱」、「茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準」、「オンライン結合の基準」等）の内容について、国の管理のための措置に関する指針等と照らし合わせて見直し、必要に応じて改廃等の対応を行う。			

⁴オンライン結合・・・市長などの実施機関が管理する電子計算機と、国、県、他の市町村等の管理する電子計算機やその端末機等の機器とを通信回線を用いて結合し、相手方が実施機関の保有個人情報をいつでも必要に応じて入手できる状態にする方法をいう。

例1: 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳ネットワークシステムにより保有個人情報を提供する。

例2: まなびの市民講師の登録者一覧表を、本人同意を得たうえホームページに掲載する。

【項番9】

項目名	開示請求等における代理請求について		
独自の条例規定の許容	(本人の意思確認手続きについて) 許容される (開示請求権を限定することについて) 許容されない	条例規定するか	しない
相違点の分類(グループ)	①	対応の種類	ウ
【法と条例の比較結果】			
【法】 第76条2項、第90条第2項及び第98条第2項 <u>本人及び法定代理人に加え、任意代理人による代理請求を認めている。</u>	【条例】 第17条2項、第27条第2項及び第34条第2項 開示請求権を本人及び未成年又は成年被後見人の法定代理人に限っており、任意代理人による代理請求を認めていない。		
【考え方】 代理請求における請求者の権利利益の侵害を防止するための対応について、法においては、本人確認及び代理権限の確認に関する基本的なルールとして、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類の提示又は提出が義務付けられている。 また、国のガイドライン及び事務対応ガイドにおいて、なりすましや利益相反の防止のための運用の具体例が示されている。 したがって、法、ガイドライン及び事務対応ガイドに基づき対応することで、請求者の権利利益の侵害を防止するための適正な対応が可能であると考えます。			
【対応の方向性】 代理請求に係る本人の意思を確認する手続について、具体的な対応方法を検討するとともに、 <u>任意代理人からの請求の受け付けにあたり、手順等を整備する。</u>			

【国の示す、なりすましや利益相反の防止のための対応の例】

事例1) 請求を受けた後に、電話により請求者本人を話し口呼び出し、口頭で委任の事実を確認する。

事例2) 請求の対象となっている本人の住所地にある地方公共団体に対して、当該本人が住民基本台帳制度におけるドメスティックバイオレンス等の被害者の保護のための支援措置の対象となっていないかを照会するなどし、請求者(任意代理人)との関係について確認する(※)。

事例3) 請求者(任意代理人)又は請求の対象となっている個人情報に係る本人の了解を得て、当該本人限定受取による郵便物として送付する。

(※) ただし、不必要に個人情報を取得することは避ける必要があり、また、支援措置に係る情報については慎重な取扱いが必要である。なお、支援措置の対象であるか否かについて照会を受けた地方公共団体においても、支援措置の対象の該否に係る情報の提供が可能か否かを判断することが必要となるため、その判断如何によっては該否の確認ができないことがあり得る点に留意が必要である。

【項番10】

項目名	開示請求書の記載事項について		
独自の条例規定の許容	許容される	条例規定するか	しない
相違点の分類(グループ)	②	対応の類型	ウ
【法と条例の比較結果】			
【法】 第77条第1項 ①住所又は居所を記載することを規定している。 ②-(1) 法定代理人による請求における記載事項について規定はないが、国の事務対応ガイドには、開示請求書の様式例に法定代理人による請求における記載事項の欄がある。 ②-(2) 求める開示の実施の方法の欄は、施行令第22条の規定に基づき、請求書に設けることができる。また、上記様式例に求める開示の実施の方法の欄がある。		【条例】 第18条第1項 ①住所を記載することを規定している。 ②-(1) 法定代理人による請求について、本人の未成年者又は成年被後見人の別、法定代理人の氏名及び住所並びに未成年者の生年月日を請求書に記載することとしている。 ②-(2) 求める開示の実施の方法(閲覧、視聴又は写し等の交付)について請求書に記載することとしている。	
【考え方】			
①法では、住所又は居所を請求者の連絡先として記載することとしていることから、法に基づき対応する。 ②-(1) 条例では、請求者を明確にする必要があることから、「代理人が請求する場合の区分」欄を設けており、今後も同様の考えのもと、記載欄を設ける。 ②-(2) 条例では、開示等の請求の処理を迅速かつ適切に行うため、「求める開示の実施の方法」の欄を設けており、今後も同様の考えのもと、記載欄を設ける。			
【対応の方向性】			
条例規定はせず、次のように対応する。 ①法に則る。 ②-(1)及び(2) 法に則り、開示請求書の様式に、「代理人が請求する場合の区分」の欄及び「求める開示の実施の方法」の欄を設ける。			

【項番11】

項目名	開示義務における不開示情報の規定について		
独自の条例規定の許容	許容される	条例規定するか	しない
相違点の分類(グループ)	①	対応の種類	ウ
【法と条例の比較結果】			
【法】 第78条第2項 保有個人情報の開示義務における不開示情報について、条例で規定することにより、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としている。		【条例】 ※法第78条第2項は、 <u>不開示情報について情報公開条例との整合性を図ることを可能としている規定</u> であり、このことについて比較の対象となる規定は個人情報保護条例にはない。	
【考え方】 法と情報公開条例における不開示情報について規定内容の比較を行ったところ、規定ぶりは異なるものの、実質的に不開示の対象となっている情報は同様である規定、もしくは地方公共団体の機関には適用されない規定であったことから、 <u>整合を図る必要のあるものは見受けられないもの</u> と考える。			
【対応の方向性】 条例規定はせず、法に則る。			

※ なお、法と条例の不開示情報について比較した結果、規定ぶりは異なるものの、不開示となる情報の対象は実質的に同等であると解釈している。

【項番12】

項目名	開示決定等の期限等について		
独自の条例規定の許容	(開示決定等の期限について) 許容される (期限の起算日の計算について) 許容されない	条例規定するか	する
相違点の分類(グループ)	①	対応の種類	ア
【法と条例の比較結果】			
【法】 第83条、第84条 ①開示決定の期限を <u>30日以内</u> としている。 ②特例延長の条件について「保有個人情報の検索に著しく日時を要する」場合は含まれていない。 ③期限の起算日の計算について、「開示請求があった日の翌日から」としている。		【条例】 第21条 ①開示決定等の期限を <u>15日以内</u> としている。 ②特例延長の条件について「保有個人情報の検索に著しく日時を要する」場合が含まれている。 ③期限の起算日の計算について、「開示の請求があった日から」としている。	
【考え方】 ①市では、 <u>これまで15日以内を期限として開示決定等を行うことが概ね可能であったことや、また特例延長の規定の適用により最終的な期限を「相当の期間」とできることから、法の規定より短い現行の期限を条例規定することについて、実務上の影響はないものと考えられる。</u> ②法第124条第2項において、「まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるもの」について開示請求の対象から除外していることから、当該特例延長の条件について、法の規定がないことによる支障はないと考えられる。 ③Q & Aにおいて、「これと異なる方法を法施行条例で規定することはできません」と示されている。			
【対応の方向性】 ①開示決定等の期限については、 <u>引き続き15日以内とするよう条例規定する。</u> ②法に則る。 ③民法に基づき初日不参入とする計算方法とする。また、情報公開請求に係る公開決定の期限の規定についても、個人情報保護制度との整合を図る。			

【項番13】

項目名	開示決定通知書等の記載事項について		
独自の条例規定の許容	許容される	条例規定するか	しない
相違点の分類(グループ)	②	対応の種類	ウ
【法と条例の比較結果】			
【法】 第82条 ①不開示情報を開示することができるようになる期日の明示について、該当する規定はない。 ②開示する保有個人情報の利用目的を記載することとしている。 ③施行令第24条では、求めることができる開示の実施の方法(閲覧、視聴又は写し等の交付)について記載する(同条第1項)が、開示請求時に求めた方法のとおり開示できる場合は、その旨を通知することとなる(同条第2項)。 ④一部開示決定及び不開示決定の場合の処分の理由付記について、該当する規定はないが、国の事務対応ガイドでは、開示決定通知書の様式例に処分の理由を付記する欄がある。		【条例】 第21条第2項及び第3項 ①不開示情報を開示することができるようになる期日を明示できる場合、その期日を記載する旨定められている。 ②開示する保有個人情報の利用目的を記載することに関する規定はない。 ③決定通知書に求めることができる開示の実施の方法を記載する規定はない。 ④一部開示決定及び不開示決定について、処分の理由を付記することとしている。	
【考え方】			
①決定通知書への不開示情報を開示することができる期日の明示については、開示請求受付時の窓口対応での説明で対応できている。なお、過去5年間、決定通知書に開示することができる期日を明記している実績がない。 以上のことから、現行の窓口対応での説明を継続し、法に基づき対応する。			
②開示する保有個人情報が行政機関等においてどのような目的で利用されているかについて、開示請求者が分かるようにするために記載欄を設けていることから、法に基づき対応する。			
③施行令第24条第2項の規定に基づき対応する。			
④これまで、行政手続条例に基づき処分等にあたっての理由付記を行っているが、法改正後は、行政手続法に基づき理由付記を行う。			
【対応の方向性】			
条例規定はせず、次のように対応する。			
①②法に則る。			
③法に則り、決定通知書に「開示の実施の方法」等の欄を設ける。			
④法及び行政手続法に則る。			

【項番14】

項目名	開示の実施について		
独自の条例規定の許容	許容される	条例規定するか	しない
相違点の分類(グループ)	②	対応の類型	ウ
【法と条例の比較結果】			
【法】 第87条 ①電磁的記録の開示の実施の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。また、その方法を定めなければならない。 ②開示決定後、請求者は開示の実施方法等申出書の提出を要するが、施行令第26条第2項上、開示請求時に希望した方法に変更がない場合、開示の実施方法等申出書の提出を不要としている。 ③開示の実施時の本人確認を求める規定はない。		【条例】 第24条 ①電磁的記録の開示の実施の方法に関する定めを公表する規定はない。 ②開示決定後、請求者は開示の実施方法等申出書の提出を要するという規定はない。 ③本人確認を請求時と開示の実施時の2回行うこととされている。	
【考え方】			
①法の規定に基づき、電磁的記録の開示の実施の方法を一般の閲覧に供し、またその方法を定める。 ②開示請求書に希望する開示の実施の方法を記載すること及び施行令第26条2項の規定に基づき対応する。 ③国の事務対応ガイドでは、開示決定通知書を持参した本人又は代理人に対して開示の実施を行うこととしている。また、開示決定通知書を持参していない場合であっても開示請求者本人又は代理人であることが証明されれば開示を実施することができるとしている。以上のことから、適切な運用が図られると考える。			
【対応の方向性】			
条例規定はせず、次のように対応する。 ①法に則り、電磁的記録の開示の実施方法を定め、一般の閲覧に供する。 ②法に則り、開示請求書の様式に「求める開示の実施の方法」の欄を設ける。また、開示の実施方法等申出書について施行令第26条第2項の規定に基づき対応するため、市の様式を定める。 ③法に則り、開示の実施時の本人確認方法について、決定通知書の持参の有無等により適切に対応する。			

【項番15】

項目名	開示請求に係る費用について		
独自の条例規定の許容	許容される	条例規定するか	する
相違点の分類(グループ)	①	対応の種類	ア
【法と条例の比較結果】			
【法】 第89条第2項 <u>開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。</u>		【条例】 第26条 開示請求に係る費用として、「写し等の作成に要する費用」及び「写し等の送付に要する費用」を「写し等の交付に要する費用」として、開示請求者の負担とすることとしている。	
【考え方】 本市における個人情報保護制度では、 <u>制度の目的・趣旨を踏まえ、開示請求にあたる人件費等については開示請求者に負担を求めないこととしている</u> 一方、受益者負担の観点から、直接的な経費として複写代と送料を「写し等の交付に要する費用」として利用者の負担としている。法においても制度の目的・趣旨は変わるものでないとする。 また、手数料を減免した上で写し等の交付に要する費用として実費徴収することは許容されることを個人情報保護委員会に確認していることから、法施行後もこれまでと同様に実費徴収を行うことに支障はないものとする。			
【対応の方向性】 これまで手数料条例において徴収しないこととしている <u>開示手数料については、法施行後も引き続き徴収しないこととする。</u> 開示請求にかかる写し等の交付に要する実費分については、これまでと同様、告示による実費徴収として徴収することとする。			

【項番16】

項目名	訂正請求における開示請求前置について		
独自の条例規定の許容	許容される	条例規定するか	しない
相違点の分類(グループ)	②	対応の類型	ウ
【法と条例の比較結果】			
【法】 第90条 ①訂正請求の対象は「法または他の法令の規定による開示を受けたもの」に限られており、さらに開示の実施日から90日以内(第3項)に訂正請求を行わなければならない。 ②本人または法定代理人のほか、委任による代理人(任意代理人)による請求が可能となる。		【条例】 第27条 ①訂正請求の対象となる保有個人情報に制限はない。 ②本人または法定代理人による請求のみを認めており、委任による代理人(任意代理人)による請求は認めていない。	
【考え方】			
①法施行後の訂正請求手続については、来庁、郵送、その他代理人による請求等、様々な方法により行われることが想定されることを踏まえ、どのような方法による請求であっても、訂正請求の対象となっている保有個人情報の範囲が明確となるように請求を受け付けることができるような方策が必要と考え、事前に対象の保有個人情報を特定する手段として開示請求前置とすることが望ましいと考える。 ②法や国の事務対応ガイドに基づき対応することで、請求者の権利利益の侵害を防止するための適正な対応が可能であると考え。			
【対応の方向性】			
条例規定はせず、次のように対応する。 ①法に則る。 ②法に則り、代理請求に係る本人の意思を確認する手続きについて、具体的な対応方法を検討する。			

【項番17】

項目名	情報公開・個人情報保護審査会の設置根拠について		
独自の条例規定の許容	許容される	条例規定するか	する
相違点の分類(グループ)	①	対応の類型	ア
【法と条例の比較結果】			
【法】 第105条第3項 審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に諮問することとし、行政不服審査法第81条4項の規定により、その機関の組織及び運営に関して必要な事項は条例で定めるとしている。		【条例】第41条 審査会について、「附属機関設置条例」において、設置目的及び委員の数を規定し、「情報公開・個人情報保護審査会規則」及び「情報公開・個人情報保護審査会要領」において、組織及び運営に関し必要な事項について規定している。	
【考え方】			
<p>開示等の決定及び不作為に係る審査請求の諮問先となる情報公開・個人情報保護審査会については、法施行後、行政不服審査法第81条第1項の機関となる。</p> <p>行政不服審査法第81条第4項で、「組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例で定める。」と規定されていることから、審査会の組織及び運営に関し必要に応じて条例規定することが考えられる。</p> <p>個人情報保護制度の他にも審査会を諮問先として定めている庁内例規があることから、これらの条例とも整合を図る必要がある。</p>			
【対応の方向性】			
<p>法により、審査請求があった時の諮問先は行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関とされたことから、「附属機関設置条例」とは別の条例を審査会の設置根拠とする。</p> <p>情報公開・個人情報保護審査会規則や情報公開・個人情報保護審査会要領については、法や行政不服審査法との整合を図りつつ、審査会の組織及び運営に関し必要な規定を精査し、改廃等の対応を行う。また、情報公開条例及び公文書等管理条例においても、規定内容の整合性を図る。</p>			

【項番18】

項目名	情報公開・個人情報保護審議会への諮問案件について		
独自の条例規定の許容	許容される	条例規定するか	する
相違点の分類(グループ)	①	対応の種類	ア
【法と条例の比較結果】			
【法】 第129条 審議会への諮問について、「 <u>専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合</u> 」としている。		【条例】 第6条第2号、第7条第3項及び第4項、第8条第4項第8号、第9条第2項第9号、第10条第2項、第47条第2項、第50条 審議会への諮問及び報告事項について、 <u>具体的事項を規定している。</u>	
【考え方】 審議会については、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないが、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合について、審議会に意見を求めることは可能である。また、個人情報の適正な取扱いを確認するためには、第三者点検が必要である。こうしたことから、引き続き附属機関等からの意見聴取の機会が必要であると考え。			
【対応の方向性】 個人情報保護の水準を保つため、附属機関等からの意見聴取の機会が必要であると考え、引き続き審議会を設置し、 <u>専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると判断される場合等について、審議会への諮問案件とする。</u> また、 <u>第三者点検が図られるよう、運用状況の報告及び「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」の新規登録、変更、廃止を要する事務の変更等を審議会への報告案件とする。</u>			

【項番19】

項目名	運用状況の公表について		
独自の条例規定の許容	許容される	条例規定するか	する
相違点の分類(グループ)	②	対応の種類	ア
【法と条例の比較結果】			
【法】 <u>個人情報保護制度の運用の状況について</u> 該当する規定がない。		【条例】 第51条 情報公開制度と同様、個人情報保護制度の運用の状況について、毎年公表することとされている。	
【考え方】 Q&A8-1-1 に、地方公共団体独自の措置として年度単位で個人情報保護制度に係る運用状況の公表を行うことは差し支えないとされており、 <u>市政運営の透明性を確保するため、法施行後も従来どおり運用の状況を公表する。</u>			
【対応の方向性】 条例に規定する方向で検討する。			

【項番20】

項目名	条例要配慮個人情報の規定について		
独自の条例規定の許容	許容される	条例規定するか	しない
相違点の分類(グループ)	①	対応の類型	ウ
【法と条例の比較結果】			
【法】 第60条第5項 地方公共団体の機関等は地域の特性に応じて「要配慮個人情報」と別に「 ⁵ 条例要配慮個人情報」を定めることができるものとしている。		【条例】 該当する規定がない。 ※なお、市が定める要配慮個人情報の定義と、法の定める要配慮個人情報の定義に実質的な差異はない。	
【考え方】 法と条例における「要配慮個人情報」の定義の内容は同様であり、庁内照会の結果、現時点では法改正後に条例要配慮個人情報として条例規定する必要があると想定される個人情報は、本市においては現状では見受けられない。市における新たな施策や社会状況の変化等を踏まえ、法改正後も継続的に確認し、必要に応じて条例改正等の対応が必要となることが想定される。			
【対応の方向性】 法施行日である令和5年4月1日時点では条例規定はせず、職員への制度周知及び定期的な照会の実施により、条例要配慮個人情報の規定の要否について継続的に確認を行う体制を確立する。			

⁵条例要配慮個人情報・・・地方公共団体の機関等が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

【項番21】

項目名	行政機関等匿名加工情報制度について		
独自の条例規定の許容	許容される	条例規定するか	しない
相違点の分類(グループ)	①	対応の種類	ウ
【法と条例の比較結果】			
<p>【法】 第109条～第123条、 附則第7条</p> <p>行政機関の長等は、<u>行政機関等匿名加工情報を作成することができる、としており、定期的に、行政機関等匿名加工情報に関する提案を募集するものとする、とされている。</u></p> <p>なお、行政機関等匿名加工情報の提供制度導入について、<u>都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関については、経過措置が設けられている。</u></p>		<p>【条例】</p> <p>行政機関等匿名加工情報に関する規定はない。</p>	
<p>【考え方】</p> <p><u>現状では、地方公共団体において行政機関等匿名加工情報の提供制度を設けている事例がごく少数であること、既に制度を運用している国の行政機関等において事例の蓄積が乏しいこと、地方公共団体等において匿名加工情報に関する十分な知見を持った人材がいないこと等から、法施行日である令和5年4月1日からの導入は行わない。</u></p>			
<p>【対応の方向性】</p> <p>今後、県や政令指定都市における動向を注視しつつ、<u>制度導入について適宜関係課かいと検討を行うこととする。</u></p>			

⁶行政機関等匿名加工情報・・・個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報(個人情報を特定の個人が識別できないように加工し当該個人情報を復元できないようにした情報)をいう。

【項番22】

項目名	罰則に係る経過措置について		
独自の条例規定の許容	許容される	条例規定するか	しない
相違点の分類(グループ)	②	対応の類型	ウ
<p>【法と条例の比較結果】</p> <p>デジタル社会形成関係整備法附則第10条では、現行条例の罰則規定と法の罰則規定の内容が重複するものについては令和5年4月1日をもってその効力を失うとともに、令和5年4月1日以降における、その失効前にした違反行為の処罰については、経過措置として現行条例の例を適用する旨を規定している。</p>			
<p>【考え方】</p> <p>条例の罰則規定については法の罰則規定と重複する内容が規定されている。また、デジタル社会形成関係整備法附則第10条においてこれらに関する経過措置も規定されていることから、条例において附則を設ける必要はないものとする。</p>			
<p>【対応の方向性】</p> <p>条例規定はせず、デジタル社会形成関係整備法附則第10条に則る。</p>			

改廃を要する現行の例規一覧

1. 条例（5本）

名称	変更内容
茅ヶ崎市個人情報保護条例	条例事項の大部分が法に規定されていることから、これを廃止するとともに、「（仮称）個人情報保護法施行条例（以下「新条例」という。）」を新たに定めます。
茅ヶ崎市情報公開条例	審査請求に係る規定及び行政文書の公開決定等に係る期限の規定について、新条例との整合を図ります。
茅ヶ崎市公文書等管理条例	法と当該条例の個人情報の定義に相違があることから、整合を図ります。 審査請求に係る規定について、新条例との整合を図ります。
茅ヶ崎市附属機関設置条例	茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会に関する規定は、所掌事項を整理した内容へ変更します。 茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に関する規定は、別の条例に位置付けることから、削除します。
茅ヶ崎市手数料条例	根拠法の改正に伴い、所要の規定を整備します。

2. 規則（5本）

名称	変更内容
茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規則	茅ヶ崎市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）の廃止に伴い、これを廃止するとともに、「（仮称）個人情報保護法施行細則」（以下「新細則」という。）を新たに定めます。
茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会規則	審査会に関する規定を、別の条例に位置付けることから、規定を見直します。
茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会規則	新条例の内容に合わせて、変更します。
茅ヶ崎市公平委員会の所管に係る茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規則	根拠法の改正に伴い、所要の規定を整備します。
茅ヶ崎市教育委員会の所管に係る茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規則	根拠法の改正に伴い、所要の規定を整備します。

3. 告示（8本）

名称	変更内容
茅ヶ崎市議会の所管に係る茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規程	茅ヶ崎市議会は個人情報の取扱いに関する新たな条例を定めるため、廃止します。
茅ヶ崎市選挙管理委員会の所管に係る茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規程	根拠法の改正に伴い、所要の規定を整備します。
茅ヶ崎市監査委員の所管に係る茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規程	根拠法の改正に伴い、所要の規定を整備します。
茅ヶ崎市農業委員会の所管に係る茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規程	根拠法の改正に伴い、所要の規定を整備します。
茅ヶ崎市固定資産評価審査委員会の所管に係る茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規程	根拠法の改正に伴い、所要の規定を整備します。
個人情報の記録の写し等の交付に要する費用について	根拠法の改正に伴い、所要の規定を整備します。
茅ヶ崎市個人情報保護条例における出資法人等の指定について	法改正に伴い、現行条例の出資法人に関する規定が不要となったことから、廃止します。
口頭により開示の請求ができる個人情報について	法上、開示請求は書面により行わなければならないことから、廃止します。 なお、現在、口頭により開示請求できる個人情報は、「職員採用試験の採点結果」のみですが、法第69条第2項第1号の規定に基づき情報提供できるものであるため、今後はこの規定に基づき対応します。

4. 訓令（1本）

名称	変更内容
茅ヶ崎市電子計算機運営管理規程	根拠法の改正に伴い、所要の規定を整備します。

5. 要綱・要領・マニュアル（10本）

名称	変更内容
茅ヶ崎市保有個人情報等の管理に関する要綱	法、新条例及び新細則の規定に沿った内容へ修正します。
茅ヶ崎市電子計算機取扱要綱	根拠法の改正に伴い、所要の規定を整備します。
茅ヶ崎市保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に関する事務処理要領	法、新条例及び新細則の規定に沿った内容へ修正します。
茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録に関する事務処理要領	個人情報取扱事務登録簿に関する要領ですが、今後は法第75条第5項の帳簿に関する事務処理に関する要領を新たに定め、これを基に運用することから、当該要領は廃止します。
茅ヶ崎市小規模修繕契約希望者登録要領	根拠法の改正に伴い、様式を整備します。
茅ヶ崎市指令情報課事務取扱要領	根拠法の改正に伴い、所要の規定を整備します。
茅ヶ崎市議会事務局苦情等処理取扱要領	根拠法の改正に伴い、所要の規定を整備します。
附属機関及び懇談会等の設置・運営マニュアル	現行条例を引用している箇所があるため、変更します。
茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準	現行条例を引用している箇所があるため、変更します。
レセプトの個人情報開示請求事務マニュアル	開示請求事務について、現行条例の規定に基づく運用方法を基に作成されているため、変更します。